

# 全養協通信

平成20年6月9日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

## 1. 児童福祉法等一部改正案 衆議院厚生労働委員会で採択

### ～ 全会一致、10項目の附帯決議もあわせて採択 ～

3月4日に衆議院上程の「児童福祉法等の一部を改正する法律案」(以下「改正案」)は、5月21日に衆議院厚生労働委員会で提案理由説明が行われ、5月23日には第1回の質疑、5月28日には参考人質疑が行われ、同日質疑の後、全会一致で採択されました。

また、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党の4会派共同提案による付帯決議についても、全会一致で採択され、同法案に付することとなりました。

付帯決議については、10項目中4項目が、児童養護施設及び社会的養護関連項目であり、最低基準、措置費の見直しを含めた検討の推進、小規模ケア、被措置児童等虐待防止のための届出周知、職員研修等が明記されています。

#### 児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

( 下線は全養協事務局 )

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一．安心して子どもを生き育てられる社会を実現するため、次世代育成支援策の抜本的拡充のために国・地方を通じた必要な財源の確保を踏まえつつ、新たな次世代育成支援の枠組について、政府を挙げて速やかに検討を行うこと。
- 二．就労の有無に関わらず、地域とのつながりと支え合いの中で子育てに取り組むことができるよう、すべての家庭に対する支援の更なる拡充に努めること。
- 三．家庭的保育者の質の確保のため、すべての家庭的保育者が、家庭的保育を行うために必要な基礎的知識や技術などを習得することができるよう、研修体制の整備充実に努めるとともに、就労していない保育士資格者に対する再就職支援に係る検討を進めること。
- 四．家庭的保育事業に当たっては、市町村が責任を持って関与するとともに、その普及推進を図るため、家庭的保育者に対する支援、連携保育所の確保など実施体制の整備充実に努めること。
- 五．児童福祉施設の入所児童に対する虐待の防止措置を実効あるものとするため、虐待の届出等について入所児童及び関係職員等に対して周知するとともに、すべての職員に対する研修を徹底すること。

六．児童養護施設等の要保護児童が入所する施設において、子どもの状態や年齢に応じた適切な支援を行うことができるよう、施設の最低基準や措置費の見直しを含めた検討を進めること。その際、施設で生活を送る主体である子どもにとってより暮らしやすい生活となるような視点に立って、検討を進めること。

七．里親委託や小規模住居型児童養育事業の推進、児童養護施設等の施設の小規模化の推進などにより、要保護児童が家庭的な環境において個別的なケアを受けることができるような体制の整備を推進すること。

八．社会的養護の下で育った子どもが他の子どもたちと公平なスタートが切れるよう、児童自立生活援助事業等の充実を図るとともに、進学や就業への支援策の拡充を図ること。

九．一般事業主行動計画の策定及び届出が新たに義務付けられる従業員百人を超える事業主に対しては、平成二十三年四月一日までの間に、できる限り多くの事業主において行動計画の策定等が行われるよう、本法の周知及び行動計画の策定等の支援に努めること。また、行動計画の策定が努力義務とされている従業員が百人以下の事業主についても、できる限り行動計画の策定等が行われるよう支援を行うこと。

十．仕事と家庭を両立できる環境整備を推進するため、働きながら子育ての時間確保ができる短時間勤務制度の強化や男性の育児休業取得促進方策などについて、必要な措置を講ずること。

衆議院厚生労働委員会の児童養護施設にかかわる質疑等の会議録については、衆議院ホームページをあわせて参照ください。

#### 衆議院 会議録

[http://www.shugi.in.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugi.in.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)

「厚生労働委員会」 「第15号(平成20年5月21日)」「第16号(平成20年5月23日)」「第17号(平成20年5月28日)」です。

#### 衆議院 インターネットテレビ

<http://www.shugi.intv.go.jp/jp/index.cfm>

「ビデオライブラリ」 検索「児童福祉法等改正法案(169国会閣60)」  
または、「厚生労働委員会」の「5月21日」「5月23日」でも検索できます。

## 2. 全養協・21年度予算要望書を厚生労働省に提出(5月14日)

### ～ 北海道大会アピールをふまえ、養育の質向上のための施策を要望 ～

全養協では、5月8日の協議員総会で承認された平成21年度予算要望書について、5月14日、全養協中田浩会長、土田秀行副会長、藤野興一副会長、武藤素明制度政策部長が厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課を訪れ、要望書を提出するとともに、内容について懇談しました。

藤井康弘家庭福祉課長からは、社会保障審議会少子化対策特別部会の開催経過について説明があ

り、社会的養護の拡充方策についても、「子どもと家族を応援する日本重点戦略」(平成 19 年 12 月)と同様の方向で盛り込まれる予定であり、今後の税制改正論議をふまえて具体的な検討が進められるとの説明がありました。

その後、武藤素明制度政策部長から、要望書の各項目について説明の上、意見交換を行いました。全養協 21 年度予算要望書は、全養協ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

### 全養協ホームページ

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「新着情報」 「平成 21 年度国家予算要望書」からご覧ください。

## 3. 「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」が公表される

平成 19 年 12 月に公表された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受けて、社会保障審議会に設置され、同月 26 日に第 1 回会合を行った少子化対策特別部会(座長：大日向雅美・恵泉女学園大学大学院教授)は、5 月 19 日の第 9 回会合において「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(案)」(以下、「基本的考え方」の最終検討を行い、5 月 20 日に公表しました。

「基本的考え方」は、少子化の現状は猶予を許さないものであるという現状分析にもとづいて、次世代育成新のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方を取りまとめたもので、概要は次のとおりです。今後は、「引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な財源の手当を前提として、基本的考え方に基づき、具体的制度設計を速やかに進めていく必要がある」としています。

### 「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」の概要

「子どもと家族を応援する日本重点戦略」を受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方をとりまとめたもの。

引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、以下の基本的考え方に基づき、具体的制度設計を速やかに進めていく必要がある。

#### 1 基本認識

##### ～新制度体系が目指すもの～

すべての子どもの健やかな育ちの支援  
結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現  
未来への投資(将来の我が国の担い手の育成の基礎等)

##### ～新制度体系に求められる要素～

包括性・体系性(様々な考え方に基づく次世代育成支援策の包括化・体系化)  
普遍性(誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる)  
連続性(育児休業から小学校就学後まで切れ目がな

効果的な財政投入・そのために必要な財源確保・社会全体による重層的な負担

## 2 サービスの量的拡大

- ・ 子育て支援サービスは、全体的に「量」が不足（必要な人が必要な時に利用できていない）、大きな潜在需要を抱えている。
- ・ 限られた財源の中、「質」の確保と「量」の拡充のバランスを常に勘案し、「質」の確保された「量」の拡充を目指す必要。
- ・ 「量」の抜本的拡充のためには、多様な主体の多様なサービスが必要であり、参入の透明性・客観性と質の担保策が必要。

## 3 サービスの質の維持・向上

### 《全般的事項》

- ・ 質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障が重要。質の向上に向けた取り組みの促進方を検討すべき。

### 《保育サービス》

- ・ 役割の拡大に応じた保育の担い手の専門性の向上、職員配置や保育環境の在り方の検討が必要。
- ・ 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、保育サービス全体の「質」の向上を考える必要。

## 4 財源・費用負担

- ・ 次世代育成支援は、「未来への投資」や「仕事と子育ての両立支援」の側面も有し、社会全体（国、地方公共団体、事業主、個人）の重層的負担が求められる。
- ・ 給付・サービスの「目的・受益」と「費用負担」は連動すべきことを踏まえ、関係者の費用負担の踏み込んだ議論が必要。
- ・ 地方負担については、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みが必要。
- ・ 事業主負担については、「仕事と子育ての両立支援」や「将来の労働力の育成」の側面、給付・サービスの目的等を考慮。
- ・ 利用者負担については、負担水準、設定方法等は重要な課題。低所得者層に配慮しつつ、今後、具体的議論が必要。

## 5 保育のサービス提供の仕組みの検討

- ・ 今日の子どものニーズの変化に対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、良好な子どもの育成環境と親の成長を支援する対人社会サービスとしての保育サービスの公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム（完全な市場メカニズムとは別個の考え方）を基本に、新しい保育サービス提供の仕組みを検討していくことが必要。
- ・ 「保育に欠ける」要件については、より普遍的な両立支援、また全国どこでも必要なサービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を判断する新たな基準等の検討が必要。
- ・ 契約など利用方式の在り方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえ、利用者の選択を可能とする方向で検討。
- ・ その際、必要度の高い子どもの利用の確保等、市町村等の適切な関与や、保護者の選択の判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等の検討が併せて必要。また、地方公共団体が、地域の保育機能の維持や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要。
- ・ 新しい仕組みを導入する場合には、保育サービスを選択できるだけの「量」の保障と財源確保が不可欠。
- ・ 幼稚園と保育園については、認定こども園の制度運用の検証等も踏まえた就学前保育・教育の在り方全般の検討が必要。

## 6 すべての子育て家庭に対する支援等

- ・ 新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、仕事と子育ての両立支援のみならず、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要。その量的拡充、質の維持・向上、財源の在り方を考えていくことが必要。

### 7 多様な主体の協働・参画

- ・ 保護者、祖父母、地域住民、NPO、企業など、多様な主体の協働・参画により、地域の力を引き出して支援を行うべき。
- ・ 親を一方的なサービスの受け手とするのではなく、相互支援など積極的な親の参画を得る方策を探るべき。

### 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- ・ 新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子ども、社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要。

### 9 働き方の見直しの必要性...仕事と生活の調和の実現

- ・ 少子化の流れを変えるためには、子育て支援サービスの拡充と同時に、父親も母親も、ともに子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠。仕事と子育てを両立できる環境に向けた制度的対応を含め検討すべき。

以上の基本的考え方を推進していくため、今後、サービスの利用者（将来の利用者含む）、提供者、地方公共団体、事業主等、多くの関係者の意見を聴くとともに、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を速やかに得ていくことが必要である。その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

「基本的考え方」は、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。  
また、少子化対策特別部会の審議経過も公表されていますので参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/hosho.html#shoushika>

## 4. 産経新聞社「明日への旅立ち基金」奨学金 助成対象者募集

### ～ 大学等進学を夢を、奨学助成の早期内定により応援 ～

産経新聞社、産経新聞厚生文化事業団、および東京本社管内連合産経会(販売店組織)では、平成21年度に進学を希望する児童養護施設入所児童を対象として標記奨学金制度を創設し、助成対象者を募集します。

産経新聞厚生文化事業団は、長く「福祉の船」事業を実施し、児童養護施設等の入所児童への支援を行ってきましたが、この度新たに奨学制度を設けて引き続き支援をいただくもので、全養協も後援いたします。

なお、本助成の対象地域にある児童養護施設には、産経新聞社から直接案内が送付されますので、ご参照ください。

対象地域：青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県

## 5. 全国児童家庭支援センター研究協議会・北海道大会開催

～ 平成 20 年 9 月 12 日から 13 日まで、北海道で開催 ～

全国児童家庭支援センター研究協議会では、第 9 回全国児童家庭支援センター研究協議会を、次により開催することとなりました。

- (1) 日 時 平成 20 年 9 月 12 日(金)～13 日(土)
- (2) 会 場 北海道札幌市内
- (3) プログラム概要 行政説明、基調講演、パネルディスカッション、記念講演等
- (4) 参加費 10,000 円(宿泊費等別)
- (5) 申込締切 6 月 17 日(火)

大会の詳細については、大会事務局までお問い合わせください。

大会事務局 美深子ども家庭支援センター

電話・FAX 01656 9 2500

## 6. 平成 20 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集

厚生労働省では、毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

平成 20 年度も、この児童虐待防止推進月間の取組の一つとして、標語の公募を行うことになりました。どなたでも応募できます。

- (1) 主 催 厚生労働省
- (2) 応募方法 電子メールの場合 [caphyogo@pref.shiga.lg.jp](mailto:caphyogo@pref.shiga.lg.jp) までお寄せください。  
メールの題名は「児童虐待防止推進月間に関する標語募集」としてください。  
郵送(はがき)の場合  
〒520-8577 滋賀県子ども・青少年局 児童虐待防止標語募集担当 宛  
1 人 1 作品の応募に限ります。また作品のほか、郵便番号、住所、氏名、電話番号、年齢、職業を記入ください。
- (3) 応募締切 平成 20 年 7 月 11 日(金)。郵送の場合は、当日消印有効とします。
- (4) 過去の標語(平成 17 年度より募集)
  - 平成 17 年度 気づいたら 支えて 知らせて 見守って
  - 平成 18 年度 あなたの「もしや」が子どもを救う。
  - 平成 19 年度 きこえるよ 耳をすませば 心のさけび

詳細は、厚生労働省ホームページを参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv24/index.html>

「厚生労働省トップページ」 「子ども・子育て」 「児童虐待防止対策・DV 防止対策」

## **ご案内 全養協大会・職員研修会等開催予定**

全養協大会・関係研修についてつぎのとおりご案内いたします。ぜひご参加ください。

### **第62回 全国児童養護施設長研究協議会**

日程 平成20年11月19日(水)～21日(金)

会場 高知県高知市 高知県立県民文化ホール(オレンジホール) ほか  
開催要綱については、7月下旬までに各施設にご案内予定です。また全養協ホームページにも掲載します。

### **平成20年度 児童養護施設中堅職員研修会**

日程 平成21年1月14日(水)～16日(金)

会場 東京都渋谷区 国立オリンピック記念青少年総合センター  
開催要綱については、秋頃に各施設にご案内予定です。

### **平成20年度 ファミリーソーシャルワーク研修会**

日程 平成21年1月22日(木)～23日(金)

会場 東京都千代田区 全社協・灘尾ホール ほか  
開催要綱については、秋頃に各施設にご案内予定です。